

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 一〇〇
- 土地改良法により換地処分をした件四件 一〇〇
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件 一〇一
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 一〇二
- 道路の区域を変更するため当該通知の内容を掲示した件二件 一〇三
- 道路の供用を開始する件三件 一〇三
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 一〇三

告 示

福島県告示第二百二十一号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和三年三月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
竹田福祉	会津若松	株式会社	会津若松市本町	令和二年二月三	福祉用具

用具レンタルサービ	市本町一	スプロウト	一一一	一日	貸与
グループホームみらい	西白河郡矢吹町八幡町八二七	株式会社エコ	郡山市喜久田町卸一丁目一一一七一一	令和三年三月三一日	認知症対応型共同生活

（社会福祉課）

福島県告示第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和三年二月十七日貝田地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和三年三月二日 福島県知事 内 堀 雅 雄 （農地管理課）

福島県告示第二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和三年二月三日堀之内地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和三年三月二日 福島県知事 内 堀 雅 雄 （農地管理課）

福島県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和三年二月三日前田沢地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和三年三月二日 福島県知事 内 堀 雅 雄 （農地管理課）

福島県告示第二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和三年二月十九日錦・関田地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和三年三月二日 福島県知事 内 堀 雅 雄 （農地管理課）

福島県告示第二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
星サク 星トクヨ 星忠吉 要サタ
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和三年福島県告示第九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
堀井浅太 渡部富雄 渡部幸男 渡部明 渡部直
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和三年福島県告示第十二号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

と。

福島県告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を天栄村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
小山正人
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和三年福島県告示第二十四号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
菅野市之助 菅野惣右工門 菅野伴右工門 菅野梅次郎 菅野惣左工門 菅野惣八 菅野民治郎 菅野和三郎
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施設要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第二十三号）によること。

福島県告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

河原田平内 河原田文昭 河原田隆磨 河原田順三 酒井ツルヨ 酒井敏夫 酒井英男 小倉長太郎 植竹和衛 星弥八

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年福島県告示第百三十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方会津坂下線	喜多方市塩川町吉冲字亀ヶ台一九一九番地先から 市塩川町四奈川字西鏡沼一三番地先まで	変更前 変更後	一〇・六 三三・五	一、〇二〇・〇 一、〇二〇・〇

（道路計画課）

（森林保全課）

福島県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方河東線	耶麻郡磐梯町大字赤枝字雁ヶ峠一六番地先から 郡同 町大字赤枝字落合道一四五番一地先まで	変更前 変更後	A 七・一 B 一・〇〇 三四・〇 五八・〇	一、一五八・三 一、〇三八・〇

（道路計画課）

福島県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一四号	双葉郡浪江町大字権現堂字町場四七番二地先から 郡同 町大字幾世橋字六反田二番一地先まで	令和三年三月二日

（道路計画課）

福島県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道喜多方会津坂下線	喜多方市塩川町吉冲字亀ヶ台一九四六番地先から 同 市塩川町吉冲字細田二八六七番二地先まで	令和三年三月二日

(道路計画課)

福島県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道喜多方河東線	耶麻郡磐梯町大字赤枝字雁ヶ峠二二番地先から 同 郡同 町大字赤枝字落合道一一四五番一地先まで	令和三年三月三日

(道路計画課)

福島県告示第二百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和三年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 富岡町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富岡都市計画下水道事業（富岡町公共下水道）

三 事業認可の年月日 昭和六十三年六月十七日

四 事業施行期間 (変更前) 昭和六十三年六月十七日から平成二十八年三月三十一日まで
(変更後) 昭和六十三年六月十七日から令和十年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十一年福島県告示第百四十三号）の事業地に富岡町大字大菅字蛇谷須を加える。

同事業地のうち、富岡町大字大菅字大平、大字本岡字本町、大字小浜字中央及び字大膳町、大字上郡山字清水、大字仏浜字釜田並びに大字仏浜字西原の各一部区域を変更する。

使用の部分 変更なし (下水道課)

福島県告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和三年三月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称 榎葉町

二 都市計画事業の種類及び名称 広野榎葉都市計画下水道事業（榎葉町特定環境保全公共下水道）

三 事業認可の年月日 平成十一年九月十四日

四 事業施行期間 (変更前) 平成十一年九月十四日から平成三十三年三月三十一日まで
(変更後) 平成十一年九月十四日から令和八年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

(下水道課)

